平成16年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成15年(少二)第1787号 損害賠償請求事件(通常移行)

口頭弁論終結日 平成16年3月18日

判 決 文 主

- 被告は、原告に対し、4万5848円を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用は6分し、その5を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、主文1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

被告は、原告に対し、29万7101円を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 被告従業員Aは、平成15年3月10日午前10時30分頃、JR東京駅 丸の内 方面の改札口を出て数メートル付近において、前記改札口から出て歩いていた原 告に対し、Aが手に持っていたカートを衝突させ、原告に2週間 の通院加療を要す る左足甲、足部挫創の傷害を負わせた。
  - (2) 原告は、被告の前記衝突によって、次の損害を被った。
    - ① 治療費

4210円

- 5440円
- ② 文書代③ 休業補償 14万1251円
- 4 慰謝料 14万6200円
- (3) 前記事故はAが被告の業務中に起こした事故であるから,被告に前記損 を賠償する責任がある。
  - 2 争点
    - (1) 事故態様と過失割合
  - (2) 被告の使用者責任
  - (3) 損害の範囲
- 第3 当裁判所の判断

証拠並びに弁論の全趣旨によれば,次の事実が認められる。

- 1 争点1(事故態様と過失割合)について
- (1) 事故態様

Aは、平成15年3月10日午前10時55分頃、東京都千代田区ab丁 号所在のB株式会社東京駅丸の内中央口改札口の外側7, 8メート ル付近におい て、左手に黒色書類入れカバン、右手にキャリーバッグ(高さ 約60センチメートル. 横幅約50センチメートル,車輪付きで地面に置い た状態)を後方に引いて持ち、上 司Cと約2,3分立ち止まって話をしていた。その後、Aは、左側に向かって歩こうとして身体と右手で引いていたキャリーバッグを左側に動かした。その際、前記キャリ の部分)で前記改札口から歩いて来た原告の左足甲の部分 -バッグの車輪(コロ 輪は引いて戻したため2回原告の左足甲を轢いてしまった。その を轢いた。前記車 ため、原告 は11日間(11回)の通院加療を要する左足甲,足部挫創の傷害を負っ た。

(2) 過失割合

事故当時、本件事故現場は混雑している状況ではなかったこと、原告は本 事故に遭うまでAとキャリーバッグの存在には全く気付いていなかったこと、Aも原告には全く気付いていなかったこと、本件事故はAがいきなりキャリーバッグを左側 に向けようとした際に瞬間的に発生していることが認め られ、その過失割合は原告 2割、A8割と認めるのが相当である。

2 争点2(被告の使用者責任)について

本件事故は、被告従業員のAが、被告の得意先を訪問し、前任者を引き継い ことの挨拶のために広島から東京に出張してきた際の事故である。前記出張 自体に 被告の業務遂行性が認められ,Aが出張のために東京駅構内を歩行して いたという 事実は、その行為の外形から観察して、被告の職務の範囲内の行為 ら,本件事故は,被告の職務行為の機会に発生したものと認めるののが相当である。 したがって、被告には、本件事故の使用者責任(民法715 条1項本文)がある。

- 3 争点3(損害の範囲)について
  - (1) 治療費, 文書代

診断書(甲3), 請求明細書兼領収書(甲6の1ないし11)によれば, 本 件事故による治療費のうち原告が治療を受けたD整形外科の医療費総額は 1万3280円であり, そのうち原告の負担額は4210円であること, 文書料(診断書代)は3100円であることを認めることができる。前記 過失割合によれば, その8割である5848円が被告の責めに帰すべき部 分となる。

その余の事故後のうつ状態に関する請求部分(甲1,2)については本件 事故との相当因果関係がないので認められない。

## (2) 休業補償

原告の本件傷害は、キャリーバッグの車輪に轢かれたことにより生じた圧 挫創であり、11日間(11回)の通院加療を要するものであったと認めら れる。しかし、通院期間中、足部痛はあるも、日常生活や社会保険労務士の 職務にさほどの支障を来すものではなかったこと、その間、原告は、事務所 を出発して戻るまで1回につき平均約1時間を要して通院加療を受けていた が、ほぼ普段どおり社会保険労務士の仕事をしていたこと(原告本人)が認 められる。

そうすると、前記通院中に原告が休業していたとは認められないから、原 告の休業補償の主張は失当である。

## (3) 精神的損害(慰謝料)

診断書(甲3),請求明細書兼領収書(甲6の1ないし11),証明書(甲 9)によれば、原告の受けた傷害は、全治13日間の左足甲、足部挫創であ ることが認められる。この事実に、「本件の傷害によって、正座もできなく、 仕事や日常生活にも少し不自由であった。」という原告の供述を総合判断す ると、本件傷害による慰謝料としては5万円が相当である。前記過失割合に よれば、その8割である4万円が被告の責めに帰すべき部分となる。

なお、原告のその余の慰謝料に関する主張は、主張自体失当である。

4 以上によれば、原告の請求は、主文1項に記載の限度で理由があるが、その 余の請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第2室

裁判官 堀田隆